

下野上スマートコミュニティ事業に係る発注者支援業務委託
仕様書

1 目的

大熊町では、令和3年2月に策定した「大熊町ゼロカーボンビジョン」に基づき、大熊町下野上地区において、令和6年4月を目途に、スマートコミュニティ事業を開始することとしている。当該事業では、大熊町において、太陽光発電設備、大型蓄電池、送電線等の電気設備を整備することとしている。

これまでのところ、令和2年度から令和3年度にかけて、電気設備等の基本設計及び事業計画の検討を行ったところである。令和4年度、令和5年度は当該事業に係る電気設備等の実施設計及び整備工事を行い、令和6年4月には特定送配電事業として下野上地区内の需要家へ電力供給する予定である。

本業務は、当該事業における各種発注工事に係る円滑な履行及び品質確保を図るべく、電気設備工事の施工支援監督補助を行うことを目的とする。

2 業務内容

下野上スマートコミュニティ事業においては、本業務の他に、「下野上スマートコミュニティプロジェクトマネジメント業務」、「下野上スマートコミュニティ整備工事」及び「下野上スマートコミュニティ整備工事管理委託業務」（いずれも仮称。以下総称して「スマコミ事業における他の業務及び工事」という。）を発注する予定である。

受注者は、スマコミ事業における他の業務及び工事に関し、以下の業務を行うこと。

(1) 公募発注から契約までにかかる各種業務支援

受注者は、大熊町がスマコミ事業における他の業務及び工事に係る発注業務を行うに当たり、大熊町担当官の指示を踏まえつつ、必要な支援を行うこと。

(2) 請負工事の契約の履行に必要な資料確認等

① 設計図書等に基づく工事受注者に対する指示・協議に必要な資料照査

受注者は、工事の設計図書等に基づく工事受注者に対する指示、協議に必要な資料（構造計算、比較設計、詳細な構造図等は除く）の照査を行い、工事受注者に対し必要な指導を行うこと。

② 工事受注者から提出された承諾・協議事項などの設計図書との照合

受注者は、工事受注者から提出（提出、承諾及び協議事項）された資料と設計図書との照合を行い、大熊町担当官に対し報告を行うこと。

③ 現地の確認及び調査並びに検討に必要な資料照査

受注者は、工事事業者から提出された資料に関し、次の各号に掲げる項目がある場合は、現地の確認及び調査並びに検討に必要な資料（構造計算、比較設計、詳細な構造図等は除く）の照査を行い、大熊町担当官に対し、その結果を報告すること。

- a) 設計図書、現場説明事項書及び現場説明に対する質問回答書が現場条件と一致しない場合。
- b) 設計図書に誤謬又は脱漏がある場合。
- c) 設計図書の表示が明確でない場合。
- d) 工事現場の形状、地質、湧水等の状態、施工上の制約等設計図書に示された施工条件と実際の工事現場が一致しない場合。
- e) 設計図書で明示されていない施工条件について予想することのできない特別な状態が生じた場合。
- f) 工事を一時中止し、又は打ち切る必要があると認められる場合。

④ その他工事変更等に必要な資料照査など

受注者は、工事の設計変更等があった場合には、当該設計変更等に係る必要な調査を行い、大熊町担当官に対し報告を行うこと。

(3) 請負工事の施工状況の照合等

① 使用材料について設計図書と照合

受注者は、使用材料（支給材料等を含む）について、設計図書との照合を行い、その結果を報告するものとする。

② 施工状況について設計図書と照合

受注者は、施工状況（段階確認）についての設計図書との照合を行い、その結果を報告するものとする。

③ 施工状況の把握、不可視部分や重要構造物の確認

受注者は、施工状況を把握し、その結果を報告するものとし、現場で照合等を行い設計図書等に適合しない場合は、その旨を工事受注者に伝えるとともに、その結果を報告するものとする。不可視部分や重要構造物の確認等について、結果を速やかに報告するものとする。

(4) 地元及び関係機関との協議・調整に必要な資料の照査

受注者は、地元若しくは関係機関、別途発注を予定する下野上スマートコミュニティ事業全体に係るプロジェクトマネジメント業務との協議・調整に必要な簡易な測量、調査、資料（構造計算、比較設計、詳細な構造図等は除く）の照査及び立会いを行い、その結果を報告又は提出するものとする。

(5) 工事検査等への臨場

受注者は、調査職員の指示に従い、調査職員のもと、中間技術検査、技術検査を伴う既済部分検査（完済部分検査を含む）、完成検査等に臨場するものとする。

(6) その他

上記各条項において工事契約上重大な事案等が発見された場合は、遅滞なく報告するものとする。災害発生時及び、その恐れがある場合など緊急時においては調査職員の指示により、情報の収集等を行うものとする。

3 業務内容

契約締結日より令和6年3月29日(金)までとする。